3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

財源が運営費交付金以外で措置される教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生した事業年度に全額費用処理しております。

なお、運営費交付金で財源措置される教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額及び、国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当金の当期増加額を計上しております。

4．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5．賞与引当金の計上基準

財源が運営費交付金以外で措置される者の賞与に備えるため、当事業年度の負担額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第86第２項に基づき計算された賞与に係る引当外賞与給付金の当期増加額及び、国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当金の当期増加額を計上しております。

6．環境対策引当金及び見積額の計上基準

財源が運営費交付金で措置されないＰＣＢ廃棄物及び土壌汚染の処理費用に充てるため、将来の支払見込金額を計上しております。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）については重要性がないため、最終仕入原価法によっております。

また、医薬品・診療材料については、当分の間、最終仕入原価法によっております。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が50万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

12．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切り捨てにより作成しております。

なお、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示しております。

（会計方針の変更）

重要な会計方針の変更はありません。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

（会計上の見積りの変更）

（資産除去債務の見積額の変更）

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去費用として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、建物の取り壊し時に必要とされる除去費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に110,158千円加算しております。

（注記事項）

Ⅰ．貸借対照表関係

１．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額は、8,180,086千円であります。

２．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、652,114千円であります。

３．独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長期借入金（15,482,453千円）の担保として、附属病院の土地（2,170,000千円）、建物（15,686,425千円）を供しております。

４．ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額

⑴　貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額は1,350千円であります。

⑵　貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額は25,650千円であります。

５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは、以下のとおりであります。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計額は、12,160,937千円であります。

当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計額は、10,334,846千円であります。

利益剰余金に与える影響額（差引）は、1,826,090千円であります。

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入の累計は、609,910千円であります。

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるものは、317,617千円であります。

⑷　国からの承継時において附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるものは、254,727千円であります。

利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものの合計額は、3,008,345千円であります。

６．金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国債、地方債、政府保証債、預金に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入に限定しております。